

監査委員公表第9号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年10月2日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 柳下 雅子

1 監査の期間

平成29年8月25日から9月27日まで

2 監査等対象機関

環境経済部農政課

農業委員会事務局

3 監査等の種別

定期監査

4 監査等対象

平成28年度の財務及び事務の執行状況

5 監査の方法

対象部課等から関係書類の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、事務事業執行、補助金等、財産管理に主眼を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

○軽微な留意事項は 口頭により指摘又は指導した。